



Mazars 移転価格税制対応サービスのご案内

Mazarsグループは世界90ヶ国に国際展開する税務・会計事務所です。
経験豊富なタイ税務の専門家が、移転価格税制対応サービスを提供しています。

2018年の税法改正により「移転価格文書」に関するルールが 法制化されました

移転価格 文書とは？

「関連会社間取引の価格合理性」を会社自ら検証する文書です。
タイ語での作成が義務付けられています。

いつ 必要？

2019年度以降、年間売上が200百万バーツ以上の会社は、歳入局から
要請された場合、60日以内(要請初回は180日以内)に「移転価格文書」
の提出が求められます。

罰則は？

期限内に提出できない場合や内容に誤りがある場合、最大20万バーツの
罰金が課せられます。

歳入局からの要請有無にかかわらず、事前に移転価格文書を用意する事をお勧めいたします

適正な移転価格文書の作成には高度な専門的知識が求められ、多くの資料/情報の収集・分析が
必要です。また、移転価格文書にて取引価格の合理性が立証できない場合、追徴課税リスクを
抱えることとなります。将来の税務調査等に備えて対策を検討する相当な時間が必要です。

Mazars 移転価格文書 サービス内容

年間売上が200百万バーツ以上の日系企業は、ローカルファイルのみ作成義務がある場合がほとんどです。Mazarsでは、豊富な経験に基づきローカルファイルの文書作成・文書更新・税務調査対応のサービスを提供しております。

移転価格文書（ローカルレポート）作成 : THB 450,000～（VAT 実費別）

会社情報、機能・リスク分析、および、一般的に多く用いられる取引単位営業利益法によるベンチマーク分析（営業利益率等の間接指標から関連会社間取引価格の合理性を検証）等を含む移転価格文書を作成します。日本人経営者・担当者も内容を確認できるよう英語で作成し、提出の際にはタイ語訳を作成することをお勧めしております。

移転価格文書 更新 : THB 200,000～（VAT 実費別）

移転価格文書は初回の作成のみでなく定期的なアップデートも重要です。

Mazarsでは会社の事業や取引内容、利益率等が大きく変わらない限りは3年に1度程度の更新をお勧めしております。

- 法人税申告書へ”関連会社間取引に関する明細書”の添付も義務付けられております。Mazarsでは明細書作成のサポートも可能です。作成にお困りでしたら、ぜひお問い合わせください。

Mazarsの特徴

- 日本で15年、タイで3年、その他シンガポール・香港等での経験を持つイギリス人の国際税務専門家を中心に、タイ人専門家も含むチームで業務対応いたします。
- 移転価格に関する税務調査についても豊富な経験を有し、継続してサポート可能です。
- 移転価格文書の更新時にも国際展開する事務所ならではの強固な管理・人員体制のもと、長く安定的なサービス提供をお約束します。
- 日タイ両国の税務実務に通じた日本人担当者が窓口となり丁寧にサポートします。移転価格文書内容への問い合わせや文書作成進捗管理も日本語ベースで対応可能です。



Jonathan-Stuart Smith

タックスパートナー



本山 彩乃 (Ayano Motoyama)

ジャパンデスクマネージャー

Tel: +66 2 670 1100

Email: JPD@mazars.com

Mazars is an internationally integrated partnership, specialising in audit, accountancy, advisory, tax and legal services*. Operating in over 90 countries and territories around the world, we draw on the expertise of more than 44,000 professionals – 28,000+ in Mazars' integrated partnership and 16,000+ via the Mazars North America Alliance – to assist clients of all sizes at every stage in their development.

*where permitted under applicable country laws.

www.mazars.co.th